

## 日本医学哲学・倫理学会査読規程

第一条 日本医学哲学・倫理学会は、学会誌『医学哲学・医学倫理』の学術的な質の維持・向上を目的として、査読を行う。

第二条 査読は、原著論文・研究報告を問わず、学会誌『医学哲学・医学倫理』に応募してきた原稿に対して行う。

第三条 編集委員会は原稿1編につき2名の査読者を選定する。

- 二 査読者は原則として編集委員の中から選定するが、編集委員以外の会員にも依頼することがある。
- 三 査読者の氏名は公表しない。
- 四 査読者は投稿論文の著者や内容と利害関係にある場合、当該論文の査読を辞退しなければならない。
- 五 査読者は査読において知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。

第四条 査読者は、原稿の質の向上になりうるように以下の観点から査読を行い、査読結果を編集委員会に報告する。

- (1) 投稿者の設定したテーマに重要性があるか。
- (2) 投稿者の問題意識、問題設定、意図は明確であるか。また、投稿者の意図は実現しているか。
- (3) 議論は論理的整合性があるか、説得力のあるように展開されているか。
- (4) 投稿者の主張に独自性、独創性があるか。
- (5) テーマに関連した事実関係、学問状況、先行研究への目配り、および理解は十分か。
- (6) 他の専門分野の会員にも理解できるようにわかりやすく論述しているか。
- (7) 倫理的に問題と思われる点はないか。

第五条 編集委員会は査読者から報告された査読結果をもとに応募原稿を審査し、「掲載可」、「修正のうえ再査読」、「掲載不可」のいずれかの判定を行う。

- 二 「掲載可」、「修正のうえ再査読」と判定した場合、判定に関するコメントおよび修正意見を記載した査読結果を投稿者に通知する。
- 三 「掲載不可」と判定した場合、判定理由を記載した査読結果を投稿者に通知する。

第六条 「再査読」と判定された原稿の修正原稿が提出された場合、最初の査読者と同一の査読者が再査読を行う。

- 二 査読者は、修正原稿が適切に修正されたものかどうかを確認し、再査読結果を編集委員会に報告する。

第七条 編集委員会は査読者から報告された再査読結果をもとに修正原稿を審査し、「原著論文として掲載可」、「研究報告として掲載可」、「掲載不可」のいずれかの判定を行う。

- 二 「掲載可」と判定した場合、判定に関して特に考慮した点や、必要に応じてさらに修正を要する点を記載した再査読結果を投稿者に通知する。
- 三 「掲載不可」と判定した場合、判定理由を記載した査読結果を投稿者に通知する。

(2024年10月11日理事会)

【付記】 本規程は『医学哲学 医学倫理』第43号より適用するものとする。